

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」情報

広島労働局長から令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に係る周知依頼がありました。

このキャンペーンは、**令和4年5月1日から9月30日まで**実施されます。

また、準備期間4月、重点取組期間7月とされています。

○ クールワークキャンペーンリーフレット

https://neccyusho.mhlw.go.jp/pdf/2022/coolwork2022_jp.pdf

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。）

○ 広島労働局長通知

令和4年3月9日付け、広労発基 0309 第4号

令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

通知本文と別添1、別添2、別紙で構成されています。

通知本文は、次頁にお示しします。

[別添1 職場における熱中症による死傷災害の発生状況](#)（令和3年広島労働局）

[別添2 令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱](#)

令和4年2月22日制定

[別紙 令和3年職場における熱中症による死傷災害の発生状況](#)

（令和4年1月14日時点速報値）

※ 通知は紙媒体で通知されたものをPDFとしていますので、一部読みづらい部分があることをご容赦ください。

なお、別添2及び別紙は厚生労働省HPに掲載されているものを使用しています。（厚生労働省HPへ遷移します。）

○ 厚生労働省HPのご紹介

(1) 令和4年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します（報道発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24043.html

(2) ポータルサイト

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

令和3年オンライン講習動画や、職場で起こる熱中症について、症状や分類、どのような状況で発生しやすいか、具体的な事例などを交えて紹介されています。

(3) 厚生労働省HPの熱中症関連情報

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000116133.html>

(4) 環境省HPの熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

令和4年度の情報提供につきましては、4月下旬から開始される予定となっています。

広労発基 0309 第 4 号
令和 4 年 3 月 9 日

公益社団法人 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局長



令和 4 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

広島県内の昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（2 月末日現在の速報値。別添 1 参照）を見ると、休業 4 日以上の被災者数が 11 人で、死亡者数は 0 人となっています。対前年比（令和 2 年）で 13 人の減少（54%）となっています。業種別にみると、死傷者数において例年は製造業、建設業が多くを占めるのに対して、昨年は警備業が最も多い状況です。また、平成 23 年以降の熱中症による死亡者は建設業、製造業、警備業で発生しており、WBGT 値（暑さ指数）を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

については、令和 4 年の本キャンペーンを、別添 2 の令和 4 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、十分な新型コロナウイルス感染症予防対策を実施する等のご配慮をお願いいたします。

